

摂津市土木積算システム構築及び保守・単価更新業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、摂津市土木工事積算業務の円滑な遂行、また透明性・客観性並びに積算基準の統一を目的に土木積算システムの導入を行う受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

摂津市土木積算システム構築及び保守・単価更新業務委託

(2) 事業内容

- ・契約日から令和5年3月31日までを土木積算システム構築等に関する準備期間とし、令和5年4月1日から令和10年3月31日までを利用期間とする土木積算システムを構築すること。
- ・令和5年4月1日から令和10年3月31日までの保守・単価更新を行うこと。
- ・土木積算システムに備えるべき機能や性能、特性、満たすべき要件等は「土木積算システム機能要求書」（以下「機能要求書」という。）のとおりであり、契約協議の際、機能要求書やプレゼンテーションの内容に従い、土木積算システム仕様書（以下「仕様書」という。）を作成する。
- ・過年度（5か年分）の設計書を事業期間内に新システムで使用できること。

(3) 事業期間

契約日から令和6年3月31日まで

(4) 運用・土木積算システム保証期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 本システム構築費の限度額

¥7,150,000-（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 本システム保守・単価更新費の限度額

年額 ¥1,111,000-（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

- (1) 土木積算システム構築における契約と令和5年度土木積算システム保守・単価更新を併せて契約するものとする。
- (2) 令和6年4月1日から令和10年3月31日までは単年度ごとに保守・単価更新を

別途発注する予定である。

- (3) 保守・単価更新を仕様書に記載のとおり適宜行ったことを、作業完了報告書（任意様式）で本市が作業内容の確認を行った後に、本業務委託料を支払うものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書の提出日において、法令違反を理由として大阪府知事から指名停止を受けている者又は摂津市長から業務等に関し、指名停止若しくは入札参加回避の措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団に該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

	項目	日程
1	公告、実施要領・機能要件書等の配布	令和5年1月6日（金）
2	質問書提出期限	令和5年1月18日（水）午後5時まで
3	質問に対する回答	令和5年1月25日（水）
4	参加表明書の提出期限	令和5年1月27日（金）正午まで
5	参加表明書の回答、提案書の受付開始	令和5年2月1日（水）
6	提案書等の提出期限	令和5年2月10日（金）正午まで
7	プレゼンテーション審査	令和5年2月 中旬実施予定
8	審査結果の通知	令和5年2月 下旬発送予定
9	契約協議	令和5年2月 下旬協議予定
10	契約締結	令和5年3月 上旬契約予定

※事務取扱時間 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

6 参加手続等

(1) 公告、実施要領・機能要件書等の配布

① 配布期間

令和5年1月6日(金)

② 配布方法

摂津市ホームページ(道路交通課)に掲載するほか、建設部道路交通課において配布する。

(2) 質問の受付及び回答

①実施要領等に係る質問は、「質問書(様式1)」によるものとし、建設部道路交通課に電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

摂津市 建設部 道路交通課

E-mail: douro-koutsuu @city.settsu.osaka.jp

電話番号:06-6383-1596

② 提出期限

令和5年1月18日(水) 午後5時まで

③ 回答方法

令和5年1月25日(水)に摂津市ホームページ(道路交通課)に掲載する。

④ その他

- ・様式によらない質問書や受付期間を過ぎた質問書は受け付けないものとする。
- ・質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し建設部道路交通課から電話等で確認を行うことがある。

(3) 参加表明書の提出

① 提出書類

ア 参加表明書(様式2)

イ 類似事業の履行実績(様式3)

※提出時に事業中のものも可

※実績がない場合は様式3に0件と記載し提出すること。

ウ 様式3に記載の類似事業の契約書(写し)

エ 会社の概要が分かる書類(パンフレット等)

オ 財務状況関係書類※直近2カ年の各会計年度

- ・貸借対照表
- ・損益計算書

② 提出期限

令和5年1月27日(金) 正午まで

③ 提出場所

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号
摂津市 建設部 道路交通課 整備係
TEL：06-6383-1596

④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とする。）

⑤ 参加資格要件を満たしていないと判断した場合、令和5年2月1日（水）までに失格の旨を連絡する。

(4) 提案書等の提出

① 提出書類

ア 提案書表紙（様式4）

イ 提案書（任意様式）

ウ 実施スケジュール及び実施体制（任意様式）

エ 土木積算システム機能要件書チェックリスト（様式5）

※ 土木積算システム機能要件書に記載の項目について、機能を要する場合は「○」、機能を要さない場合は「×」、機能を要さないが代替案がある場合は「△」にチェックを記入し、「△」にチェックを記入した場合は代替案を記入すること。

オ 見積書（任意様式）

なお、下記の各費用の見積書は各費用ごとに提出すること。

- ・ 土木積算システム構築費（見積書）
- ・ 令和5年度土木積算システム保守・単価更新費（見積書）

※令和6年度から令和9年度までの土木積算システム保守・単価更新の費用は令和5年度土木積算システム保守・単価更新費を基本とする。

② 提案書における作成要領

- ・ 提案書はA4サイズとし、ページ数や配色及び紙質は問わない。
- ・ 本プロポーザルの参加者は次により提案書等を提出するものとする。
- ・ 様式4及び任意様式において、正本のみ法人名称、商品名、ロゴマーク等、提案者名を記載し、副本については類推できる記載（表現）はできないこととする。必要な部分は、A,B,C・・・を用い「A」は法人名とし、以下商品名等とし、別紙で対照表（様式任意）を1部作成し提出すること。なお、提案者名が類推できないと思われる商品名等の記載については自由とする。

※各様式（正・副）については、データを収録したCD-Rも提出すること。データはPDF形式とし、提出は1部とする。

- ・ 提案内容は別紙「プロポーザル審査基準」の各判断基準の趣旨に係る内容は必ず記載すること。
- ・ 保証期間満期の際、データ移行に伴う設計書1つ当たりの参考費用を提案する

こと。なお、見積書は本事業内容の見積書とは分けて提出すること。

- ③ 提出期限
令和5年2月10日（金）正午まで
- ④ 提出場所
〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号
摂津市 建設部 道路交通課 整備係
TEL：06-6383-1596
- ⑤ 提出方法
持参又は郵送（提出期限必着とする。）
- ⑥ 提出部数
15部（正本1部・副本14部）

（5）プレゼンテーションの実施

提出された提案書等についてプレゼンテーション審査を行う。

- ① 実施日・場所
実施日：令和5年2月中旬（予定）
場所：摂津市役所内
- ② 所要時間（予定）
プレゼンテーション：30分以内
質疑応答：30分
※質疑応答について時間を延長する可能性あり
- ③ その他
ア プレゼンテーションの順番については、原則、提案書等を受け付けた順とする。
イ プレゼンテーションで仕様書に則したデモンストレーションを実施すること。
ウ プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に道路交通課へ報告し、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意すること。市のプロジェクター及びスクリーンを使用することも可能である。
エ 詳細については、後日、別途通知するものとする。
オ プレゼンテーションは非公開で実施する。
カ 法人名称、商品名、ロゴマーク等で提案者が特定できる記載（表現）は伏せ、プレゼンテーションを実施すること。

7 受託候補者の特定

（1）審査方法

- ① 審査は、別に設置する摂津市土木積算システム構築及び保守・単価更新業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会が、提出された提案書等とプレゼンテーションの内容をプロポーザル審査基準に基づき審査する。
- ② 提案限度額限度額を超えている場合、その提案書は審査から除外する。
- ③ プロポーザル審査の最低基準点は422点の60%である253点とする。

- ④土木積算システム機能要件書（様式5）の重要事項欄に「※」が記載されている内容に1つでも機能要求書に合致していない（×）を選択した場合は失格とする。

(2) 審査項目及び審査内容

別紙「プロポーザル審査基準」のとおりとする。

(3) 受託候補者の特定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定する。ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。なお、参加者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定するが、最低基準点を満たさない場合、または参加者がいない場合は、実施要領・仕様書等を変更したうえで再度公募を行うものとする。

また、同一点数が2者以上となった場合は、見積書の金額が最も低い参加者を上位とし、見積書の金額が同額の場合、くじにより受託候補者を特定するものとし、詳細な時間、場所は別途通知する。

8 審査結果

審査結果は受託候補者特定後、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9 審査結果の公表

審査結果は、摂津市ホームページ（道路交通課）において公表する。なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 全参加者の名称（五十音順）
- ③ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

なお、審査結果の説明を求める場合、通知を受け取った日の翌日から起算して5営業日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

また、審査の経緯及び結果に対する異議の申立て並びに合計点及び順位以外の評価内容の開示請求には応じない。

10 契約に関する事項

(1) 契約交渉

市と受託候補者は本システムの要件について協議したうえで、契約を締結する。ただし、以下のいずれかに該当し、受託候補者と契約が締結できない場合には、次に得点が高い者から順に契約交渉を行う。

ア 受託候補者が審査後、本要領4に定める「参加資格」を満たすことができない

くなったとき。

イ 受託候補者と契約交渉が成立しないとき。

ウ 受託候補者が本契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により、受託候補と契約の締結が不可能となったとき。

(2) 委託業務の範囲

本業務の範囲は、仕様書及び機能要件書を基本とするが、摂津市の判断により契約締結段階において、優先交渉権者の提案書の内容を追加等変更することがある。

(3) 契約締結日 令和5年3月上旬(予定)

11 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しない。

(2) 市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。

(3) 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託候補者の特定に手続き必要な事務手続き等の範囲において、複製、記録及び保存する。また、摂津市情報公開条例(平成22年条例第25号)の規定に基づき公開する場合がある。

12 失格事項

次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った参加者が、本要領4に定める「参加資格」を満たすことができなくなった場合。
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ④ プレゼンテーションに正当な理由なく欠席した場合
- ⑤ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑥ 様式5の重要事項欄に「※」が記載されている内容に1つでも機能要求書に合致していない(×)を選択した場合
- ⑦ その他、著しく信義に反する行為があった場合

13 その他留意事項

- ①提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ②緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、延期することがある。
- ③複数の提案書の提出はできない。
- ④参加表明書・提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、令和5年2月10日正午までに辞退届（様式6）を提出すること。
- ⑤ 新型コロナ感染拡大により令和5年2月10日の時点で緊急事態宣言等の発出があり、プロポーザル実施期間中に対面での実施ができないと判断した場合、本プロポーザルはリモートで実施する。

14 担当部署・問い合わせ先

所在地：〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

担当部署：摂津市 建設部 道路交通課 整備係

電話番号：06-6383-1596

E-mail：douro-koutsuu@city.settsu.osaka.jp